

三重県警察本部訓令第19号

警察本部  
警察学校  
警察署

項目コード	G 0 1 0 0
保存期間	30年
廃棄年月日	平成48年4月13日
担当係	職場教養係

三重県警察の教養に関する訓令を次のように定める。

平成17年9月27日

三重県警察本部長 木岡 保雅

三重県警察の教養に関する訓令

改正 平18年県本部訓令第14号

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 学校教養

第1節 通則（第7条－第9条）

第2節 採用時教養（第10条－第12条）

第3節 その他の学校教養（第13条）

第3章 職場教養（第14条－第16条）

第4章 その他の必要事項（第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、三重県警察教養規則（平成17年三重県公安委員会規則第10号）に基づき、三重県警察職員（以下「職員」という。）の教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察教養の実施）

第2条 警察教養は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）第2条に定める警察教養の目的を達成するため、三重県警察学校（以下「学校」という。）その他の教育訓練施設における教養（以下「学校教養」という。）及び職場における教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、計画的に実施するものとする。

（職員の心構え）

第3条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

（幹部の責務）

第4条 幹部は、部下の指導育成が重要な責務であることを十分認識し、部下の統率、指導を通じて警察教養を行わなければならない。

（教養担当者）

第5条 警察本部の課、隊、運転免許センター、科学捜査研究所及び学校並びに警察署（以下「所属」という。）に教養担当者を置く。

2 教養担当者は、次長、副隊長、副センター長、副所長及び副校長並びに副署長をもって充てる。

3 教養担当者は、所属の長（以下「所属長」という。）を補佐し、次に掲げる事項を把握のうえ、警察教養を推進するものとする。

- (1) 職場教養の推進状況
- (2) 所属職員の教養履修状況及び研修希望
- (3) 教養推進上の問題点

（教養指導者）

第6条 所属長は、教養担当者の業務を補助させるため、所属職員の中から教養指導者を指名するものとする。

## 第2章 学校教養

### 第1節 通則

（学校教養実施計画）

第7条 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、毎年度、警察庁長官が策定する指針に基づき、学校において行う課程について、警察本部の所属長及び学校の長（以下「本部の所属長等」という。）と調整の上、学校教養実施計画を策定し、本部長に報告しなければならない。

2 学校教養実施計画においては、各課程について、実施時期、教養人員その他教養の実施に必要な事項を定めるものとする。

（教授内容の策定）

第8条 本部の所属長等は、学校教養実施計画に基づく各課程について、次に掲げる事項に配慮し、教授内容を策定するものとする。

- (1) 入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項を教授内容とすること。
- (2) 試験その他の方法により、それぞれの課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させること。

（学校教養実施上の留意事項）

第9条 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 教養対象者の選考については、各課程の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。
- (2) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。
- (3) 視聴覚教材その他の教材を活用し、実例又は想定事例に関する討議等による演習を行う等

効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。

## 第2節 採用時教養

(教養種別)

第10条 採用時教養は、新たに採用した職員に対し、その職務の遂行に必要な基礎的知識及び技能を修得させるため、次の各号に掲げる課程を行う。

(1) 初任科

新たに採用した警察官に対し、学校において行う基礎的な教養

(2) 職場実習

初任科を修了した警察官に対し、警察署において行う実務の教養

(3) 初任補修科

職場実習を修了した警察官に対し、学校において行う基礎的な教養

(4) 実戦実習

初任補修科を修了した警察官に対し、警察署において行う実務の教養

(5) 一般職員初任科

新たに採用した一般職員に対し、学校において行う基礎的な教養

2 警察官の採用時教養は、初任科、職場実習、初任補修科及び実戦実習をもって編成し、相互の関連性に配慮して、教養の一貫性の確保に努めるものとする。

(教養期間)

第11条 前条に規定する課程の教養の期間は、次に掲げるところによる。

(1) 初任科

ア 短期課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業生（短期大学の卒業生を除く。）及び警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とする課程をいう。以下同じ。） 6か月

イ 長期課程（短期課程以外の者を対象とする課程をいう。以下同じ。） 10か月

(2) 職場実習

ア 短期課程 4か月

イ 長期課程 4か月

(3) 初任補修科

ア 短期課程 2か月

イ 長期課程 3か月

(4) 実戦実習

ア 短期課程 3か月

イ 長期課程 4か月

(5) 一般職員初任科 4週

2 前項第2号の職場実習の期間は、最大1か月短縮することができるものとする。この場合に

において、職場実習を短縮した期間だけ前項第4号の実戦実習の期間を延長するものとする。

(採用時教養の修了)

第12条 新たに採用した職員のうち、警察官については、前条第1項第4号の実戦実習が修了する際、修得状況の確認、今後の指導方法等を検討するため初任総合検討会を行い、採用時教養修了証(別記様式)の交付をもって、また、一般職員については、前条第1項第5号の一般職員初任科の修了をもって、それぞれ採用時教養を修了するものとする。

### 第3節 その他の学校教養

(教養種別)

第13条 採用時教養以外の学校教養については、次の各号に掲げる課程を行うものとする。

(1) 巡査部長任用科

巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官(管区警察学校における巡査部長任用科の課程に入校する者を除く。)に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教養

(2) 警部補任用科

警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官(管区警察学校における警部補任用科の課程に入校する者を除く。)に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教養

(3) 主任任用科

主任に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員(管区警察学校における主任任用科の課程に入校する者を除く。)に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教養

(4) 係長任用科

係長その他の警部補相当職(以下「係長」という。)に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員(管区警察学校における係長任用科の課程に入校する者を除く。)に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教養

(5) 部門別任用科

各部門に新たに任用し、又は任用される予定の警部補以下の階級にある警察官に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教養

(6) 専科

警部補以下の階級にある警察官又は係長以下の職にある一般職員に、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために行う教養

### 第3章 職場教養

(職場教養実施計画)

第14条 教養課長は、毎年度、警察本部の所属長と調整の上、職場教養実施計画を策定し、本部長に報告しなければならない。

(職場教養の実施)

第15条 所属長は、職務倫理を保持させ、職務を適正に遂行する能力を向上させるため、次の各号に掲げるもののほか、必要に応じ、適切な方法により効果的に職場教養を実施しなければならない。

(1) 個人指導

ア 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上級の地位にある者にこれを行わせるよう努めるものとする。

イ 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配意して、仕事を割り当て、及び目標を設定するなど、当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 資料の活用

所属長は、必要に応じ、マニュアルその他の教養資料を作成し、所属職員に配布して、職場教養に活用するものとする。

(3) 小集団活動

所属長は、職務倫理や適正な職務執行に関する討議など少人数の集団による活動を行うよう努めるものとする。

(4) 実務研修

所属長は、必要に応じ、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させる効果が期待できる所属内の他の部署において研修を行わせるものとする。

(5) 体育及び術科訓練

所属長は、所属職員の気力及び体力の錬成並びに職務執行に必要な術科技能の向上を図るため、体育を振興するとともに、実戦的な術科訓練を推進するものとする。

2 所属長は、前条の職場教養実施計画に基づき、計画的に職場教養を実施するとともに、毎月1回以上の教育訓練日を設けるものとする。

3 警察本部の所属長は、所管業務に関する必要な知識及び技能等の向上を図るため、招致研修、巡回指導及び資料配布など効果的かつ効率的な方法により教養を行うものとする。

(実施状況の報告)

第16条 所属長は、実施した職場教養に係る施策のうち、その効果が顕著と認められるもの及び他の所属の参考になると認められるものについては、速やかに教養課長を経て本部長に報告するものとする。

第4章 その他の必要事項

第17条 この訓令に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定は、平成17年4月1日以降採用された職員に対し適用し、平成17年3月31日以前に採用された警察官については、同条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 初任科

新たに採用した警察官に対し、学校において行う基礎的な教養

(2) 職場実習

初任科を修了した警察官に対し、警察署において行う実務の教養

(3) 初任総合科

職場実習を修了した警察官に対し、学校において行う基礎的な教養

3 第11条の規定は、平成17年4月1日以降採用された職員に対し適用し、平成17年3月31日以前に採用された警察官については、同条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 初任科

ア 短期課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者（短期大学の卒業者を除く。）及び長官がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とする課程をいう。以下同じ。） 6か月

イ 長期課程（短期課程以外の者を対象とする課程をいう。以下同じ。） 10か月

(2) 職場実習

ア 短期課程 7か月

イ 長期課程 8か月

(3) 初任総合科

ア 短期課程 2か月

イ 長期課程 3か月

附 則 〔平成18年4月13日 三重県警察本部訓令第14号〕

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

(別記様式省略)